

札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領

平成 19 年 3 月 22 日 保健福祉局長決裁
最近改正；平成 25 年 3 月 6 日

1 目的

この指導要領は、公衆浴場等の入浴施設における浴槽水等の安全の確保及び自主管理の向上を推進するため、レジオネラ属菌に係る自主検査の回数、保健所への報告、レジオネラ属菌自主検査確認証の交付等について必要な事項を定め、もって施設利用におけるレジオネラ症の発生及び感染による危害拡大の防止を図ることを目的とする。

2 定義

この指導要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (2) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (3) 「シャワー水」とは、洗い場等に備え付けられたシャワー水栓から供給される温水をいう。
- (4) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

3 対象施設

この指導要領は、公衆浴場法第 1 条第 2 項及び旅館業法第 2 条第 2 項から第 5 項までに規定する施設を対象とする。ただし、次の各号に該当する入浴施設を除く。

- (1) 温湯、温泉、井戸水等の湯水を使用する浴槽を設けない入浴施設
- (2) 浴槽水を循環利用することなく、かつ、入浴者ごとに完全換水し、浴槽等を清掃する入浴施設その他これに準ずる施設

4 自主検査

(1) 検査試料の採取箇所

原則として原水、原湯、シャワー水、全ての浴槽水及びオーバーフロー回収槽内の水について採取するものとし、これにより難しい場合は、循環又はろ過の系統ごとに採取するものとする。

(2) 水質検査の回数

ア 原水、原湯及びシャワー水は、1 年に 1 回以上検査を行うこと。

イ 毎日完全に換水している浴槽水は、1 年に 1 回以上検査を行うこと。

ウ 気泡発生装置その他大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備を使用している浴槽水及び連日使用している浴槽水は、1 年に 2 回以上検査を行うこと。

なお、1 年に複数回の検査を行う場合は、検査日の間隔が等間隔となるように実施すること。また、系統ごとに採取する場合は、試料を採取する浴槽を必要に応じて替えること。

エ オーバーフロー回収槽内の水については、1 年に 1 回以上検査を行うこと。

オ 新たに許可を取得した施設及びろ過器を新設又は変更した施設では、使用開始

後1か月以内に検査を行うこと。また、利用者が多数である場合など汚染の度合いが大きいと認められる場合は、必要に応じて検査回数を増やすこと。

(3) 採取時の留意点

ア 採取箇所、採取時刻、採取時の遊離残留塩素濃度を記録すること。

イ 採取容器は、滅菌処理済みで塩素中和剤が入っているものを使用すること。

ウ 清掃及び消毒の直後を避け、営業時間内に採取するよう努めること。また、浴槽水については、遊離残留塩素濃度が、0.4~1.0 mg/L の範囲内で採取すること。

エ 採取を委託する場合は、立ち会いの上、上記ア~ウの条件を満たしていることを確認すること。

(4) 検査機関

水質検査は、地方公共団体が設置した検査機関、国又は地方公共団体の許可、指定又は登録を受けた検査機関で行うこと。

5 水質検査結果の報告

(1) 定期報告

営業者は、当年4月から翌年3月までの間に検査試料を採取したものについて、検査機関が発行する検査結果書の写しを添えて、翌年5月末日までに保健所長あて、レジオネラ属菌自主検査に係る定期報告書(様式1)を提出すること。また、各検査試料を採取した時の遊離残留塩素濃度を記載すること。

なお、当年4月以降にこの指導要領に規定する回数の検査を実施した営業者は、当年10月から報告を行うことができる。

(2) レジオネラ属菌が検出された場合

営業者は、水質検査で次に示すレジオネラ属菌の水質基準(以下「水質基準」という。)に適合しない結果が判明した場合、前号の定期報告にかかわらず、直ちに保健所へ報告すること。

レジオネラ属菌の水質基準

10 cfu/100 mL 未満

6 レジオネラ属菌自主検査確認証の交付・掲示

(1) 交付

保健所は、営業者から提出された定期報告書の内容が、指導要領4(2)に定める回数の自主検査を実施したものであり、かつその結果が全て水質基準に適合するものである場合、レジオネラ属菌自主検査確認証(以下「確認証」という。)(様式2)を交付する。

また、自主検査で水質基準に適合しない結果が判明した場合であっても、直ちに保健所に報告したうえで改善対策を実施し、再検査で水質基準に適合することが確認されている施設については確認証を交付する。

(2) 施設内の掲示

営業者は、交付を受けた確認証を施設内の利用者が見やすい場所に掲示すること。

7 確認証交付施設の公開

保健所は、水質検査を自主的に実施し、確認証の交付を受けた施設について、営業

者の同意に基づき、保健所ホームページ等において施設名称等を公開することができる。

8 水質検査結果の保存

営業者は、検査結果書を3年間保存し、保健所等の求めに応じて提示できるよう管理すること。

附 則

この指導要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指導要領は、平成25年4月1日から施行する。

札幌市保健所長 へ

営業者 住 所
氏 名

(法人の場合は、法人名及び代表者名)

レジオネラ属菌自主検査に係る定期報告書

標記の件について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 札幌市 区 _____

2 水質検査結果(平成 年 月~平成 年 月) 別紙検査結果書のとおり

(1) 原水 _____ 検体(うち水質基準に不適合 _____ 検体)

(2) 原湯 _____ 検体(うち水質基準に不適合 _____ 検体)

(3) シャワー水 _____ 検体(うち水質基準に不適合 _____ 検体)

(4) 浴槽水 _____ 検体(うち水質基準に不適合 _____ 検体)

(検査箇所: _____)

(5) オーバーフロー回収槽 _____ 検体(うち水質基準に不適合 _____ 検体)

(検査箇所: _____)

3 保健所ホームページへの水質検査実施の公開に係る同意

自主検査確認証の交付基準に適合している場合、札幌市保健所ホームページに施設の名称及び所在地を公開することについて、

同意する

同意しない

(いずれかに☑をして下さい。)

レジオネラ属菌 自主検査確認証

本施設は札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領に
基づき平成 年度に水質検査を行い、その結果が
水質基準に適合していることを確認しました。



平成 年(20 年) 月
札幌市保健所

備考 本様式はA5版とする。